

東京の運送会社に許可取消処分 — 関東運輸局 —

□ 先月の5月24日に一般貨物自動車運送事業の経営許可を取り消す行政処分を行ったとのニュースがありました。2013年10月に処分基準の大幅な強化・見直しが行われ、今回の事業者に対して関東運輸局は15年9月から16年1月までに6回もの監査を行いました。この結果、11項目もの貨物自動車運送事業法、道路運送車両法違反を確認し、違反点数が許可取消処分に相当する81点を大きく上回る109点となり、取消処分に至りました。

□ 違反行為の概要は以下のとおりになります。

- (1) 乗務時間など告示の順守違反
- (2) 健康状態の把握義務違反
- (3) 乗務などの記録事項義務違反
- (4) 運行記録計による記録義務違反
- (5) 初認運転者に対する適性診断受診義務違反
- (6) 無車検運行
- (7) 運行管理者の選任違反
- (8) 事業計画の変更認可違反
- (9) 事業計画事前届出違反
- (10) 事業の健全な発達を阻害する競争のうち社会保険などに未加入のもの
- (11) 報告義務違反

□ 左記の違反行為の(1)の乗務時間等に関しては、運送事業者の方々は法令順守するのに苦慮することだと思います。しかし、これを順守しなければ監査時に指摘され行政処分の対象になります。今回は乗務時間等がどのように定められているのか以下の表にまとめましたので、事業者の方々にご確認頂ければと思います。

「一の運行」と運行期間の制限

① 運行期間

運転者が、所属営業所に出動(出発)してから所属営業所を退社(帰属)するまでの運行を「一の運行」といい、その運行に要する時間は、144時間(6日間)を超えてはけません。これは、運転者が所属営業所を長期間離れて運行する場合の疲労の蓄積を防止する観点から、運行全体の時間を制限したものです(図1参照)。

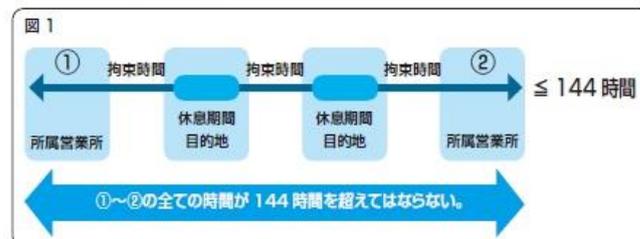


表1 運転者の拘束時間・休息期間・運転時間等の基準

拘束時間	基本	1ヵ月について293時間以内 (ただし、労使協定があるときは、1年のうち6ヵ月までは1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲において、320時間まで延長することができる) 1日については13時間
	最大拘束時間	1日 最大16時間 (ただし、15時間を超えることができる回数は、1週間につき2回が限度)
	特例	2人乗務の場合 1日 最大20時間 隔日勤務の場合 2日 最大21時間 (ただし夜間に4時間以上の仮眠時間を与える場合は、2週間につき3回を限度に24時間まで延長できる)
休息期間	基本	勤務終了後、継続8時間以上
	分割する場合	1日において、1回4時間以上で合計が10時間以上
	特例	2人乗務の場合 4時間まで短縮できる 隔日勤務の場合 勤務終了後、継続20時間以上
運転時間	最大運転時間	2日平均で1日9時間を超えないこと 2週間で1週につき44時間を超えないこと
	連続運転時間	4時間を超えないこと

※勤務の途中でフェリーに乗船した場合は、原則として休息期間として取り扱う。

※時間外労働は、時間外労働に関する協定届が労働基準監督署へ届出されており、上記「拘束時間」の範囲内に限る。

※休日労働は、休日労働に関する協定届が労働基準監督署へ届出されており、上記「拘束時間」の範囲内で2週間で1回を超えない場合に限る。

ご相談、ご質問などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

□ 行政書士福田事務所 代表 福田義信 TEL: 044-299-9731

□ 行政書士法人シグマ 代表社員 阪本浩毅 TEL: 03-6868-7256 (銀座オフィス)